

# 声

業界の

● 一般社団法人 一般廃棄物協会

会長 篠原 充氏

## 業界の現況は？

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「産業廃棄物以下、産廃という」と「一般廃棄物以下、一廃という」に分類されます。産廃とは、その法律で規定された種類の廃棄物をいい、一廃はそれら以外の廃棄物をいいます。さらに一廃は、2つに分類されます。便宜上、よく使われる、事業系一般廃棄物（以下、事業系という）」と「生活系一般廃棄物以下、生活系という）」です。「事業系」とは、事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、「生活系」とは、家庭から排出される廃棄物のことをいいます。

また、一廃の収集・運搬及び処分は、市町村に処理責任があり、市町村自ら行うことが原則とされています。しかし、市町村自ら行うことが出来ない場合、事業系は業者に許可を与えることにより、生活系は市町村の委託事業として、各業者に行わせることができます。

契約に関して、事業系では許可業者が一企業と個々に契約しています。生活系でも、以前は市町村が一業者と委託契約を結んでいました。しかし、最近では市町村合併等に伴い、協同組合等と委託契約を結ぶ市町村が増えています。

## 今後の展開は？

現在、一廃処理は市町村の処理過程の違いにより、市町村ごとで廃棄物の分別等に違いが生じています。今後は、情報交換会等を通じて、現在、生じているこれらの違いを把握・確認していきたいと考えています。そのうえで、将来的には、この協会で行う予定の一廃処理に関する講習会等の修了証書等が、一廃処理における山梨県統一の資格証としての意味を持つものとしていきたいです。このことにより、各業者の資質向上にもつながっていくとも思います。

また、循環型社会や温暖化対策の一環として、この協会自体が廃棄物の資源化に積極的に取り組んでいきたいと考えています。例えば、家庭から廃棄物として出されたものを会員が収集し、協会がそれを資源化する。これらのために、協会として方向づくり等を行っていきたいと考えています。



協会のキャッチフレーズ